

令和8年8月25日

葉山町議会 土佐 洋子 議長 様

陳情

学校給食費の負担軽減に伴う非喫食児童への支援制度の創設を求める陳情

1. 陳情趣旨

令和8年度から、葉山町立小学校において学校給食費の保護者負担軽減措置が実施され、子育て世帯の経済的負担が軽減されたことを、大変ありがたく感じています。

一方で、不登校や食物アレルギーなどの事情により、学校給食を食べることができない子どもの家庭では、これまでと変わらず、家庭で昼食を用意し、その費用を負担しています。

学校給食を食べている子どもの家庭は、給食費の負担が軽減されます。しかし、事情があって給食を食べることができない子どもの家庭には、その支援が届きません。子どもが学校に行けないだけでも、本人も家庭もさまざまな不安や負担を抱えています。

不登校といっても、その状況はさまざまです。全く登校しない子もいれば、週に1～2回、月に1回程度登校する子、登校できるかどうか当日の朝に決まる子もいます。また、学校以外の居場所やフリースクールに通っている子どももいます。こうした多様な状況があることも踏まえ、それぞれの実情に応じて、給食を食べていない子どもの家庭にも支援が届く仕組みが必要だと考えます。

そのうえで、同じ葉山町に住む子どもでありながら、学校給食を食べられるかどうかによって、受けられる経済的支援に違いが生じていることに、保護者として寂しさと疑問を感じています。

私たちは、特別に手厚い支援を求めているわけではありません。学校給食を食べている家庭と、やむを得ない事情によって食べることができない家庭との間に生じている差を、少しでも埋めていただきたいと願っています。

既に全国では、食物アレルギー、疾病、不登校、宗教上の理由などによって学校給食を食べることができない児童の家庭に対し、給食費相当額を支給する自治体が増えています。

神奈川県内でも、茅ヶ崎市が令和 8 年度から、食物アレルギー、傷病や児童の特性、宗教上の理由、不登校によって、年間を通して学校給食を食べることができない児童の保護者に、給食費相当額を支給しています。

葉山町でも、令和 8 年 6 月の町議会定例会において、この問題が取り上げられました。教育部長からは、非喫食者への支援に関する議論が生じていることは承知しており、近隣自治体の状況も確認しているとの答弁がありました。

また、町が制度を検討する場合には、対象となる人数や費用、対象者の条件、給食を食べていないことの確認方法など、整理しなければならない課題があることも理解しています。しかし、他の自治体では、既にそれぞれの地域の実情に合わせて制度が始まっています。

不登校の子どもたちは、学校に行っていないからといって、葉山町の子どもではなくなるわけではありません。学校に通えている時も、通えなくなった時も、子どもは変わらず大切な葉山の子どもです。

海や山に囲まれ、人と人とのつながりを大切にしてきた葉山だからこそ、学校給食を食べられるかどうかではなく、葉山で育つ一人ひとりの子どもに、同じ温かさで支援が届く町であってほしいと願っています。

子どもが今どこで過ごしているか、どのような事情を抱えているかによって、子育て支援から取り残されることがないように、葉山町においても給食費相当額の支援制度を設けていただきたく、陳情いたします。

令和8年8月 25 日

